

米の放射性物質調査について

○23年産米の調査については、収穫前の予備調査と、収穫後の本調査を旧市町村ごとに実施する。

(旧市町村:昭和25年2月1日合併時の単位)

○予備調査:出穂以降

農地土壌中のセシウム濃度が 1000Bq/kg 以上の場合、旧市町村ごとに1点検査を実施。(21箇所)

(伊達市は 1000Bq/kg 以上)

・予備調査で 200Bq/kgを超えた場合「重点調査地域」に、200Bq/kg 以下の場合
は「その他調査地域」に設定される。

○本調査:収穫後の玄米を検査

「重点調査地域」:概ね 15ha ごとに 2 点調査する。

「その他調査地域」:旧市町村ごとに 2 点調査する。

○本調査で暫定基準値(500Bq/kg)を超えた場合、出荷制限(旧市町村単位)

※出荷制限がされれば、23年米については途中解除はしない。

平成23年8月5日
水田畑作課

福島県における米の放射性物質調査の仕組み

予備調査（収穫前）

収穫前の段階で放射性物質濃度の傾向を把握するために実施。

同一市町村内でも土壌調査の結果が高いところからサンプリング
文科省の作成する放射線量等分布マップ等を活用し、放射性セシウム濃度が高い地域から採取【県独自】

ア 土壌調査で1000Bq/kg以上の市町村

- ・旧市町村毎に1点
(福島市、川俣町、伊達市、国見町、等
：21市町村)

イ 空間放射線量が一定の値を超える市町村

- ・5点/市町村
(猪苗代町、会津坂下町、柳津町、南会津町等
：22市町村)
一定の値：小数点以下第2位を四捨五入して
0.1μSv/h

ウ 上記以外で県が選定する市町村

- ア及びイに該当しない市町村はイと同様に調査【県独自】
・5点/市町村
(西会津町、金山町、昭和村等：5市町村)

本調査（収穫後）

収穫後の段階で放射性物質を測定し、出荷制限の可否を判断するために実施。
暫定規制値を超える場合、旧市町村単位(又は市町村)で出荷制限。

本調査の結果がすべて判明した後で、当該市町村の米の出荷を開始(ただし、早期出荷米を除く)

重点調査区域

予備調査又は「その他調査区域」における本調査で一定水準(*)超であった市町村
・概ね15haに2点(概ね集落毎に2点相当)
(国基準1点)

その他の調査区域

予備調査で一定水準(*)以下であった市町村
・旧市町村毎に2点(国基準1点)

本調査のサンプリング地点は、文科省の作成する放射線量等分布マップ等を活用し、放射性セシウム濃度が高い地域から採取【県独自】

早期出荷米調査【県独自】

早期出荷米については、ほ場を指定し、重点調査区域に準じた放射性物質調査を行い、出荷販売の可否を判断

早期出荷米のほ場を指定

指定ほ場を調査(集落以下のまとまり毎に1点)

出荷制限

旧市町村単位
(又は市町村単位)

当該旧市町村
(又は市町村)の米の販売可

当該市町村の米の販売可

当該指定ほ場の米の販売可

500Bq/kg超過

500Bq/kg以下

一定水準(*)超過

一定水準(*)以下

500Bq/kg超過

500Bq/kg以下

※一定水準は200Bq/kg